

つがゆき隣保館だより

7月号

都賀行隣保館

TEL (82) 2679

プチっと人権講座 L G B T 理解促進法の成立について

先月 国会において「L G B T 理解促進法（正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」）が成立しました。

この法律の目的は同性愛者などの性的マイノリティへの理解を広めることを目的としています。

「同性愛をからかわれ いじめられた」「同性愛を理由にアパート・マンションを借りるのを断られた」「トランスジェンダー心と体の性

が一致しない人」を理由に就職の内定を取り消されたなど、まだ性的マイノリティの方への差別や偏見が社会には根強くあります。

そうした性的指向を理由とした差別はあってはならないと、この新法は定めています。

また、この法律は国や地方自治体、企業や学校などは性的マイノリティへの理解の増進や啓発、環境の整備などが努力義務として定められました。

この法律は罰則規定などがない、いわゆる理念法です。その一方、この法律に対してはL G B T当事者、支援団体などから批判の声があがっています。一つは最後に加えられた「すべての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意する」という文言です。

この一文が加えられた背景は男女別トイレなどにトランスジェンダー女性、心は女性だが体は男性と称して違法行為を目的に女性用トイレに入る可能性を懸念して、その不安を払拭するためにこの一文が加えられたようです。

L G B T当事者の人々からは「性的マイノリティが国民の安心を脅かすかのような存在として明記された」と批判しています。

しかし、この法律の目的はあくまでも「L G B Tの人々の人権を保障する法であること」に間違いはありません。

この法律の成立前にネット上などで「法案が成立すれば男性が女子トイレに入れるようになり、女性や子どもが性犯罪にあう」と言う噂が流され、トランスジェンダー女性を犯罪と結びつけて不安を煽るような内容でした。

この法律が成立して、男女別トイレの使用が今までと変わることはありません。

犯罪行為を目的にトランスジェンダーを語る者とトランスジェンダー女性を明確に区別して混同しないようにすることが大事かと思

います。この法律はL G B T当事者の人権を保障する法律であることを認識することが大事と考えます。

《 相談事業 》

自分のこと、家族のこと、ご近所のことなど...悩みごとはありませんか。
「人には言えない」でも誰かに聞いてほしい!!「どこへ相談すればいいの?」と思われたら隣保館へご相談ください。不安に寄り添い、問題解決のためのお手伝いをします。他の機関とも連携していますので、安心してお越しください。訪問相談や電話でのご相談も受け付けております。



フラワーパーク草取り 大和小5・6年生

春に花植えをしてから約2か月が過ぎ、花壇の草がすっかり伸びていたので草取りをしました。朝から暑い中での作業で、少しお疲れの様子でしたが大人数ならではの良いところを活かし、協力して花壇を綺麗にすることができました。



・ 8月2日(水)の水玉長寿クラブの活動予

告 健康福祉課の方に来ていただき健康教室を行います。内容は、「講話と体操」です。暑い日が続きますので熱中症対策をしてお出かけください。

水玉長寿クラブ

水玉長寿クラブでは、社協や健康福祉課の方に来ていただき、健康維持のための体操や脳トレなどを行っています。会話をすること、笑うことが健康の秘訣!!みんなで和気あいあいと楽しい時間です♪



《 8月の予定 》

- 2日(水) 水玉長寿クラブ(9時半～)
- 3日(木) 神楽面作り教室
- 7日(月) スマホ教室
- 9日(水) 絵手紙ボランティア
- 10日(木) ニコニコ健康教室
俳句教室(和室)
フラワーアレンジメント教室(13時半～)
- 喜楽会
- 19日(土) 習字教室
- 21日(月) あみものクラブ
- 24日(木) ニコニコ健康教室
森林教室
- 25日(金) 切り絵教室



SDGs (エス・ディー・ワーズ)

大和小学校、濱畑光呂虎さん作のポスターをいただき、隣保館に掲示しています。
私たちにできることから!!小さなことから取り組みましょう!!

